

中小企業金融としての沖縄「模合」* (上)

松 尾 順 介

要 旨

「モアイ模合」とは、沖縄で伝統的に行われている、相互扶助的な金融スキームであり、他府県で無尽講あるいは頼母子講と呼ばれてきたものとほぼ同じである。無尽講や頼母子講は、沖縄以外他府県においても広く普及していたが、現在、大都市圏ではほとんど見られなくなってきた¹⁾のに対して、沖縄では、現在も広範囲に利用されているとともに、少額の掛金で行われる親睦目的のものから、掛金が100万円というような大口模合や企業単位で参加する企業模合が見られることが特徴的である。

歴史的には、この模合は琉球王朝時代に導入されたことが記録されている。沖縄の歴史書である『球陽』には、1733（尚敬21）年、模合の法が定められたとされており、これが模合の起源とするのが通説のようである²⁾。これによれば、当初は士族階級の相互扶助として利用されたことがうかがえる。

廃藩置県以降、模合は庶民金融として普及し、戦後の復興過程では、金融機関の整備が遅れたことや沖縄独自の金融構造を背景に、模合は庶民金融手段のみならず、中小企業金融としての役割を担うことになった。1951（昭和26）年、相互銀行法が制定され、沖縄以外の無尽・頼母子講は、相互銀行の相互掛金業務に吸収されていくとともに、都市化による人口の流動化なども相まって、徐々に姿を消していったのとは対照的に、沖縄の模合は、むしろその役割を高めていったようである。その過程では、大口の模合も設立されるようになる反面、投機的な模合も見られるようになり、大規模な模合崩れが発生し、時に社会問題化する事態も見られたが、現在はこのような投機的な模合は、あまり見られないようである。

本稿では、特に大口模合あるいは金融模合といわれる、中小企業の資金調達手段としての模合に焦点を当て、その運用実態をケーススタディによって明らかにする。その際、模合は金融・証券関係者の間でほとんど知られていないスキーム

*本稿は、桃山学院大学2017年度特定個人研究費の成果です。

であることを考慮し、以下の流れで考察する。まず、Ⅰでは、金融スキームとしての模合の仕組みを紹介する。次に、Ⅱでは、従来まで模合がどのように調査・研究されてきたのかを概観し、模合の多面性を確認する。Ⅲでは、企業金融としての模合の実態と金融的背景について、既存の実態調査などをもとに概観し、このスキームが必要とされた背景を考察する。Ⅳでは、インタビュー調査に基づいた、ケーススタディを行い、大口模合の実態を考察する。最後に、Ⅴでは、模合の運用から示唆される点について触れる。

目 次

はじめに

Ⅰ. 模合の仕組み

Ⅱ. 模合に関する先行研究・調査（以上、本号）

Ⅲ. 企業金融としての模合の実態と金融的背景

Ⅳ. ケーススタディ

Ⅴ. 模合からの示唆

まとめ

はじめに

「^{モアイ}模合」とは、「ムエー」あるいは「(寄合)ユーレー」ともいわれ、沖縄で伝統的に行われている、相互扶助的な金融スキームであり、他府県で無尽講あるいは頼母子講と呼ばれてきたものとはほぼ同じである。例えば、『沖縄民俗辞典』では、「沖縄における頼母子講・無尽講の一種で、相互扶助的な借金・貯金の仕組み。(中略)親睦を目的とするものや知人・友人の苦境を手助けする個人的なものから企業の資金調達にまで用いられる。個人的な場合は通例、一月に一回、五千円から三万円程度の金額が多い。人数は普通10人前後である。今日では、金銭のみが対象であるが、貨幣経済が浸透する以前は、米や砂糖などの生活物資が主な対象であった」と説明され³⁾、海外移住先で沖縄系移民が相互扶助のためにこれを利用したことにも言及されている⁴⁾。

無尽講や頼母子講は、沖縄以外の他府県においても広く普及していたが、現在、大都市圏ではほとんど見られなくなってきた⁵⁾のに対して、前述のように、沖縄では、現在も広範囲に利用されているとともに、少額の掛金で行われる親睦目的のものから、掛金が100万円というような大口模合や企業単位で参加する企業模合が見られることが特徴的である。最近の県民意識調査では、「模合に参加している」という回答が42.9%、「以前は参加していた」という回答が17.9%となっており、両者を合わせた模合参加経験率は、60.8%に達している⁶⁾。さらに、今回のインタビュー調査では、模合参加者がこの仕組みを維持することに高い優先順位を置いていることも示されており、これも注目されるべき点である。

歴史的には、この模合は琉球王朝時代に導入されたことが記録されている。沖縄の歴史書である『球陽』には、1733（尚敬21）年、模合の法が定められたとされており、これが模合の起

源とするのが通説のようである⁷⁾。これによれば、当初は士族階級の相互扶助として利用されたことがうかがえる。

沖縄では、友人、知人などが経費を出し合って作った墓を「模合墓」と呼び、かつては盛んにつくられていたといわれている。また、琉球王朝時代の所有形態として「模合持」といわれる共有形態があり、この形態による土地所有として、「模合持仕明地^{も あいもち し あけち}」と呼ばれる共有地があったことが知られている。ただし、今日行われている、金融手段としての模合の起源については、明確ではなく、薩摩経由でもたらされたものか、あるいは中国、台湾方面から伝搬したものか、明らかでない⁸⁾。

廃藩置県以降、模合は庶民金融として普及し、一部には取扱金額が拡大し、組織化・営業化する一方、宝くじに似た射幸心をあおるような形態「取退模合（トンシジュチャー）」⁹⁾も出現してきたため、1917（大正6）年、沖縄県の令規として、模合崩れや不正防止を目的とした「模合取締規則」が制定された¹⁰⁾。なお、立法としては、すでに1915（大正4）年に無尽業法が制定されている。この背景には、明治末・大正初期に無尽会社が続出する一方、詐欺・不正に走る無尽業者が社会的に問題視されたことが挙げられ¹¹⁾、この法律が全国の無尽、頼母子講に適用されることになった。しかし、沖縄の模合は、必ずしもこの法律の対象とされず、その適用を受けなかった模合に対する措置として、同規則が制定された。この規則は、模合の出願許可制、公正な契約書の作成義務、期間5年以内、給付金1,000円以下、口数100口以内、帳簿類の常備と公開、収支明細書の届出制、方法・目的が公安を害するものか不確実なものに対する不許可または取消などが含まれており、かな

り厳しい内容であったが、模合の欠点が必ずしも克服されたわけではないとされている¹²⁾。

後述するように、戦後の復興過程では、金融機関の整備が遅れたことや沖縄独自の金融構造を背景に、模合は庶民金融手段のみならず、中小企業金融としての役割を担うことになる。1951（昭和26）年、相互銀行法が制定され、無尽・頼母子講は相互銀行の相互掛金業務に吸収されていくとともに、都市化による人口の流動化なども相まって、無尽・頼母子講は徐々に姿を消していったのとは対照的に、沖縄の模合は、むしろその役割を高めていったようである。その過程では、大口の模合も設立されるようになる反面、投機的な模合も見られるようになり、大規模な模合崩れが発生し、時に社会問題化する事態も見られた。特に、1975年に開催された、沖縄国際海洋博を契機に発生した投資バブル期には、多数の大口模合が設立され、投資資金集めが行われたが、それらの中にはバブル崩壊後、破綻したケースもあり、社会問題化した。特に、投機的な大口模合では、模合の掛金をねん出するために、別の模合を設立するような連鎖関係が形成されたため、一つの模合が崩壊すると連鎖的に別の模合も崩壊するような事態が発生し、これは「ゴロゴロ模合」と称されるようであるが、現在はこのような投機的な模合は、あまり見られないようである。

上記のように、模合は、沖縄の伝統的な庶民金融スキームであるが、本稿では、特に大口模合といわれる、中小企業の資金調達手段としての模合に焦点を当て、このような金融スキームが必要とされた背景を確認した上で、そのケーススタディを試みる。さらに、中小企業金融としての模合は、沖縄独自の慣行であるという点で興味深いものであるが、最近話題のクラウド

ファンディングのような新しい金融スキームと類似性があり、示唆される点もあるように思われる。したがって、本稿では、このスキームの有する、今日的な意義についても言及する。

I. 模合の仕組み

1. 基本的な契約内容

模合の仕組みについて、その参加者たちは、経験的・慣習的に体得しているようであり、マニュアル本のような書籍はあまり見られない。また、模合のルールについては、市販の模合帳簿¹³⁾の最初のページに「模合規約」が掲載されており、そこでは以下の項目について、定めるようになっており、空欄部分に必要事項を記入する仕様になっている。模合規約の条文は以下の通りである。

第1章 総則

第1条 本模合は相互扶助を目的として左記の規約を厳守す

第2条 本模合の事務局は〇〇市・町・村〇〇区・字〇〇班・番地に置く

第2章 規則

第3条 本模合の期日は毎月〇日とす 入札時間冬〇時夏〇時とす

第4条 本模合借用の場合は連帯借用にして借入者外〇名連帯人をおくこと

第5条 本模合金より借用するときは割戻金とす

第6条 本模合の連帯人は会員全員が認めることを得

第7条 入札時間〇時迄とす 入金なきものは入札権利を失う

第8条 本模合の入札は〇以上を認める

第9条 本模合の一時払は認める

第10条 本模合の座料一金〇円とす

第11条 本模合の口数は〇口とする

第12条 本模合に加入し途中にて脱会を希望する場合掛金は本模合最終の時掛金を無利子にて支払うことを約す

第13条～第15条 空欄

附則 右規約以外の件が出た場合は掛金者及び座元の承認の上実行すること

平成〇年〇月〇日

この模合規約の要点は、以下である。

①入札および割戻金：による決定：資金調達者（ここでいう借入者）を入札によって決定することと定めている。さらに、落札した入札者は、自らが提示した金額を割戻金として支払うこととしている。なお、後述するように、この割戻金をその場でメンバーに分配する方式を配当式といい、この場合落札者は、次回以降も当初と同額の掛金を支払う（この場合、割戻金を配当（金）、分配金あるいは利息などということもある）。また、落札者がこの割戻金を次回以降、最終回まで掛金に上乗せして支払うのが積立式である。この場合、次回以降の落札者の資金調達額は、割戻金が上乗せされた金額となる。さらに、落札者以外のメンバーの掛金額を減額する方式（いわゆる「下げ模合」）もある。なお、この規約には、明記されていないが、慣例としては、座元は当然に初回の落札者となるとともに、割戻金は支払わないとされている。また、この規約では、入札となっているが、抽選や輪番などで決定することもある。

②連帯責任：連帯保証人を定めることとしている。市販の模合帳簿では、連帯借用証書の雛形も組み込まれている。ただし、模合において、資金調達者が次回以降の掛金を支払わず、いわ

ば取り逃げが生じた場合、その処理を巡っては、様々な事態が生じる可能性があり、後述の法学分野の先行研究でも議論されている。また、本稿で紹介する事例では、一貫して座元が責任を負ったとされている。

③座料：落札者は、通常、当該模合の会合の飲食費を負担することと定められている。この会合は、模合にとって、重要な意味があり、親睦目的の模合は、この会合への参加が主たる目的となっている。また、資金調達・運用を目的とする模合でも、後述するように、会合を通じて、フェイス・ツー・フェイスの関係を保ちながら、信頼関係を相互に確認・維持しているものと思われる。ただし、座料は、コーヒー代程度から居酒屋での会食費、ホテルやレストランでのパーティ費用に至るまで様々である。

なお、実際の模合は、柔軟かつ弾力的な運用がなされるとともに、規約には定められていない運用が柔軟に行われているのが、実情であり、参加者によるオートノミー・ベースの運用が特徴である。

例えば、模合のメンバーのうち、未落札者が、入札の権利をメンバー以外の知人に譲渡する場合があるとのことである。あるいは、資金調達ニーズのないメンバーに入札の順番が回ってきた場合、資金ニーズのあるメンバー外の知人に対して、その権利を譲渡し、資金を取得させる。さらにいえば、当初から入札の権利を他人に譲渡する目的で模合に参加し、その権利を事実上他人に譲渡することで、一種の利ザヤ稼ぎをする。一種のブローカーまがいの行為もあったとされる。また、模合のメンバーのうち、思い通りに落札できなかったメンバーが、将来の入札の権利を担保として、メンバーもしくはメンバー以外の者から資金を借り入れる、

いわば将来債権担保金融のような場合もあるといわれる¹⁴⁾。ただし、いずれも本来の模合の在り方から逸脱したものであり、トラブルの原因になる可能性が高いと思われる。

このように、模合は緩やかな契約関係で成り立つとともに、柔軟な運用がなされていることが特徴である。これは、模合の利点であるとともに、トラブルや不正行為¹⁵⁾の要因のひとつでもあるが、後述のケーススタディで触れるように、そのようなトラブルの解決も、参加者によって自治的に処理・解決されるとともに、不正防止のための工夫も取り入れられたものと思われる。

2. 模合の分類

模合の分類としては、参加者別の分類、目的別の分類、期間による分類、掛金による分類、仕組みによる分類などが行われる。まず、参加者別としては、友人・知人、地域住民、同級生、同業者、異業種さらには会社などが挙げられる。目的による分類としては、親睦目的と金融（資金調達・運用）目的とに大別されるが、両者が截然と区別できない点に模合の特徴があると思われる。さらに、金融目的については、物品購入（ミシン模合など）、教育資金、事業資金などに区別されるが、参加者によって異なる金銭的動機を有している可能性もある。期間による分類としては、通常は月毎に開催される模合（月模合）が大半であるが、年1回または半年に1回という模合もある。また、毎日開催される模合（日模合または日掛模合）もあるといわれる¹⁶⁾。さらに、10日、1週間などもあるといわれる。金額による分類としては、掛金による分類としては、掛金が100万円の模合を百万模合などという場合がある。仕組みによる

分類としては、割引式（配当式）模合、積立式模合（上げ模合）、旧割落式（通減式）模合、旧トンシジュチャー模合などが挙げられている¹⁷⁾。本稿で紹介する沖縄本島でのケーススタディでは、大口模合については配当式、小口では積立式が使われているため、以下の節でこの両者について解説する。さらに、宮古島でのケーススタディでは、下げ模合といわれる仕組みも採用されている。ここでは、理解を容易にするため、積立式と配当式について説明する。

3. 積立式

積立式は、資金調達したいメンバーが、入札によって資金を落札し、その落札金額を次回以降の掛金に上乗せする方式である。したがって、落札者は、次回以降、最終回まで掛金に落札額を上乗せした金額を支払うことになる。以下、この方式について仮設例1にもとづいて説明する。

仮設例1は、メンバー数10名、1人1口、1口当たりの掛金額10,000円で設立された月模合を積立式で運用したものである。

まず、第1回目は、慣例により座元が資金調達し、この場合、座元は入札金の支払いが免除される。したがって、座元は資金コストなしに満期まで、月々の掛金を支払いながらその資金を使うことができる。いわば月々均等弁済することになる。その一方、座元には、座元責任が課せられるとされている。ただし、この責任については、後述するように、運用によって、様々な場合がある。

次に、第2回目は、入札によって資金調達者を決定する。落札者Aはメンバー全員の掛金総額である100,000円を受け取るが、A自身も掛金を支払っているため、実質的な手取り金額

は、90,000円である。また、落札者以外のメンバーは、落札者の入札金1,600円が分配されないため、掛金を支払うのみで、配当はない。

さらに、第3回目は、Bが1,400円で落札している。第2回目の掛金総額は、10,000円×9名に、Aの掛金額11,600円を加算した金額となるため、Bの受取額は、101,600円となる。ただし、B自身の掛金額を控除すると、その実質的な手取り金額は、91,600円である。

以下同様であるが、最終回の入札では、入札金はゼロである。

このように回毎に、資金調達額が増えていくことから、「上げ模合」と称されていると思われる。

したがって、積立式の特徴は、以下である。

- ①各回において、落札者以外のメンバーには、配当（分配金あるいは利息）が支払われることはない。
- ②落札者の掛金は、次回以降最終回まで、当初の一口当たりの金額+落札額となる。
- ③次回以降の落札者は、前回までの落札者の落札額が上乗せされた金額を調達することになる。
- ④落札者は、落札した時点で、今後の支払額（返済額）が決定される。したがって、この金額と従来の掛金額を合計すれば、落札者の資金調達コストも決定され、トラブルがない限りそのコストは不変である。

このように回毎に、資金調達額が増えていくことから、「上げ模合」と称されていると思われる。

なお、ここでは、説明の簡略化のため、座料については、省略したが、実際には、初回は座元、第2回目以降は落札者が座料を負担するのが慣例のようである。したがって、資金調達コ

ストや運用リターンを考える際には、座料も含める必要がある。座料については、次の配当式についても同様である。

4. 配当式

これは、資金調達したいメンバーが、入札によって資金を落札し、その落札金を他のメンバーに分配する方法である。後出の沖縄本島の

ケーススタディでは、大口模合では、配当式が採用されている。その理由は、その場で現金で、かなりの配当金が分配されるため、メンバーがこれを好むためであるという。メンバーの中には、この配当を別の模合の掛金に充当することもあるようである。なお、分配方法については、まだ落札していないメンバーのみに分配する場合もあれば、メンバー全員に配分する

図表1 (仮設例1) 積立式

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	支払掛金
落札者	座元	A	B	C	D	E	F	G	H	I	
落札金額	0	1,600	1,400	1,200	1,000	800	600	400	200	0	
座元	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
A	10,000	10,000	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	112,800
B	10,000	10,000	10,000	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	109,800
C	10,000	10,000	10,000	10,000	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	107,200
D	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	105,000
E	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,800	10,800	10,800	10,800	103,200
F	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,600	10,600	10,600	101,800
G	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,400	10,400	100,800
H	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,200	100,200
I	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
掛金合計	100,000	100,000	101,600	103,000	104,200	105,200	106,000	106,600	107,000	107,200	1,040,800
落札者の資金調達額	90,000	90,000	91,600	93,000	94,200	95,200	96,000	96,600	97,000	97,200	940,800

(注) 落札者の資金調達額には、落札者自身の掛金額を含めていない。

〔出所〕 小澤 [1991] p.73の表3を元に作成。

場合もあり、必ずしも定まっていないようであり、それぞれの模合によって決められるようである。後出のケーススタディでは、まだ落札していない人に分配することと取り決めているので、ここではこの方式について、仮設例2にもとづいて説明する。

まず、第1回目は、積立式同様に、慣例により座元が資金調達する。

次に、第2回目は、資金調達者が入札によって選定され、最高額の入札者が落札することになる。仮設例2-1では、Aが16,000円で落札したとされており、この入札金は、その場で未落札者全員（8名）に分配されるので、一人当たりの配当金は、2,000円となる。

以下同様に、第3回以降も順次入札によって落札される。

なお、配当金の分配について、全員とするか、未落札者のみに限定するかという分配方式の差は、資金調達者にとって資金コスト決定という点で大きな差が生じる。つまり、落札金を未落札者のみに配当する場合、資金調達は次回以降の配当金を受け取れないため、落札金額の多寡によって資金コストが決定される。その一方、全員に分配する場合、資金調達者も次回以降の配当金を受け取ることになるため、落札金額から受取配当を控除した金額が資金コストとなる。しかし、次回以降の落札額は予想できないため、資金コストは最後の入札が終わるまで決まらないことになる。また、次回以降の落札額を高めに誘導するために、あえて高い入札額を提示するインセンティブが働く可能性もある。さらに、受取配当の申告次第では、課税上の節税が意図される可能性もある。

したがって、以上の説明から明らかなように、この方式の特徴点は以下である。

①分配金は、配当あるいは割戻金などによられ、その場で支払われる。

②落札金は、資金調達者にとって、資金コストになるとともに、資金提供者にとってはリターンとなる。

③落札者の掛金は、資金調達の前後で変わらず、同額である。

④落札者の実質上の資金調達額は、掛金×総口数－落札額となる。

⑤落札者以外の実質上の掛金は、1口当たりの掛金額－配当金額となる。

⑥未落札者のみに配当する場合、回を追うにつれ、分配する人数が減少する。

II. 模合に関する先行研究・調査

模合に関する先行研究としては、主として①社会学ないし文化人類学的アプローチ、②歴史学的アプローチ、③法学的アプローチ、④金融面からのアプローチなど、様々な学問分野による研究が行われている。このことは、模合の多様性を示しているものと考えられる。そこで、本節では、これらの先行研究について、上記の分野ごとに概観する。ただし、これらの研究は、オーバーラップする面があるため、分類はあくまで便宜的なものである。また、模合に特化したモノグラフもある。さらに、過去には模合の実態調査も行われている。

まず、社会学および文化人類学的アプローチとしては、以下を挙げることができる。このアプローチでは、模合の有する信用・信頼関係に焦点が当てられている。

①鈴木〔1986〕は、那覇都市圏の空間的拡大や人口集中などの事態を踏まえた上で、模合の特徴を列挙するとともに、沖縄社会とは模合の構

図表2 (仮設例2) 配当式 (未落札者に配当する場合)

回数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
落札者		座元	A	B	C	D	E	F	G	H	I	
落札金額		0	16,000	14,000	12,000	10,000	8,000	6,000	4,000	2,000	0	
座元	掛金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
	受取 配当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A	掛金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
	受取 配当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	掛金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
	受取 配当	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
C	掛金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
	受取 配当	0	2,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	4,000
D	掛金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
	受取 配当	0	2,000	2,000	2,000	0	0	0	0	0	0	6,000
E	掛金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
	受取 配当	0	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0	0	0	0	8,000
F	掛金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
	受取 配当	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0	0	0	10,000
G	掛金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
	受取 配当	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0	0	12,000
H	掛金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
	受取 配当	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0	14,000
I	掛金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
	受取 配当	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0	16,000
掛金合計		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000
落札者の 資金調達額		90000	74,000	76,000	78,000	80,000	82,000	84,000	86,000	88,000	90,000	828,000

(注) 落札者の資金調達額からは、落札者の掛金と落札額を控除した。

〔出所〕 小澤 [1991] p.72の表1をもとに作成。

造そのものであり、沖縄人は模合のネットワークの中に、その社会的位置づけを見出すと指摘している。さらに、模合の慣行から、沖縄社会において、貨幣が親密な人間的・社会的結合ないしゲマインシャフト的連帯の媒介という面があることを指摘している。

②生地〔2001〕は、沖縄県人（うちなーんちゅ）の人生における模合の機能について、インタビュー調査をもとに考察している。この調査は、沖縄島の都市部に1年間滞在し、飲食店で働きながら、出前や仕入れ先、さらにそこで紹介された人々に対して行われたものである。ここでは、7例の模合が紹介されており、ここでは一口1,000円程度から100万円のような大口模合の経験が語られており、模合の諸相を知るうえで貴重な調査報告となっている。また、沖縄社会において模合が仲間からの助けや励ましを得られる場所であると同時に、出会いや交流、さらには信頼関係を築くための多様で自由な場所であることが示されている。

③出口〔2001〕は、いわゆる「沖縄らしさ」や「沖縄のこころ」と言われる沖縄文化の特質について、那覇の都市化という社会変動の観点から考察している。具体的には、同郷性集団の郷友会組織に着目し、その構造を検討するとともに、そこでの模合のあり方を分析している。特に、興味深いのは、80年代に模合崩れが社会問題化した要因を、単なる権利義務関係の未確立＝前近代的規範意識（「遅れた沖縄」）と捉えるのではなく、模合の有する同郷性原理、いわば「信頼関係の自明性」として捉えていることである。つまり、都市化に伴って、模合は多様化したにもかかわらず、模合を支える根底には、暗黙の信頼関係があることを指摘している。

④平野（野本）〔2014〕は、那覇市およびその

周辺地域の親睦模合の具体例（同級生模合と異業種模合）を取り上げ、模合が流動的な人間関係をつなぎとめる役割を果たしていることを明らかにしている。つまり、模合という貨幣的な関係が、人間関係を疎外するのではなく、むしろ人間関係をつなぎとめる役割を果たしていること、さらにここでの人間関係は、楽しみや刺激だけでなく、相互扶助を含んでいることを明らかにしており、興味深い。また、このような模合のあり方は、単に沖縄だけにとどまるのではなく、今後のコミュニティのあり方を考える上で示唆的である。

⑤東〔2017〕は、模合が人的な信用・信頼関係で成り立っている反面、それが崩れた場合、どのような事態が生じるか、つまり模合崩れによって生じる諸相を3つの具体例（模合金の持ち逃げ、模合掛金の不納、ゴロゴロ模合）を挙げて考察している。ここで示されていることは、模合が親睦や相互扶助だけでなく、意図的・計画的な不正行為の温床となる場合も指摘し、そのような不正の取り締まりの導入を主張している。

次に、歴史的アプローチとしては、以下を挙げることができる。

①田村〔1927〕は、琉球の共同体の歴史研究の古典であり、模合について、その起源を貨幣が存在しない時期から、砂糖模合、茅模合、米模合、山羊模合など、金銭以外のものを持ち寄り、順次相助けたとしている。また、模合の形態として、質物模合、質物なしの模合、取り退け模合、封銭模合が紹介されている。ここからは、現在では一般化している金銭模合は、歴史的には模合の中の一形態であったことがわかる。

②小林〔1987〕は、琉球大学所蔵の1880年の模

合帳によって、読谷村波平における明治初期の模合の実態を把握しようとするものである。この模合帳によって確認された事実は、この模合が同地域の庶民上位層によって、営利ではなく、相互扶助を目的として構成されていたことであり、同論文は、模合なくしては村落共同体の運営が不可能であったことも指摘している。

③波平〔2017〕は、史資料の制約はあるものの、「近世琉球の模合は薩摩の制度をモデルにしたとみて無理はなさそうだ」としたうえで、いわゆる金融模合が貨幣経済の発展とともに普及したこと、相互扶助の範囲は村落横断的であったこと、模合普及の背景に経済（所得）格差が読み取れること、その調整措置としての模合は王府の財政安定策にもつながったこと、資金集めの面からは会員の居住地を広げる必要があるとともに、信用確保の面からは一部有力者の参加が必要だった可能性があること、金融模合の普及の背景に、貨幣経済の浸透と薩摩藩からの公式・非公式の財政的影響があり、それによって近世琉球の模合も一定の様式を整えていったこと、などを指摘している。

④石井〔2004〕は、社会事業史の観点から戦前の沖縄の模合を考察し、大正末年までの沖縄では、政府による窮民救助施策がほとんど活用されず、行政区画（間切）単位で共同貯蓄が行われるとともに、人々が模合によって相互扶助慣行を維持してきたことを明らかにしている。このことは、沖縄で今日まで模合が維持されている歴史的要因になっているものと思われる。

⑤高良〔2006〕は、京都大学所蔵の「琉球資料」の中の模合請取証文14点を解釈したものである。ただし、これらの一連の証文群は、地域や年代が明示されておらず、欠損も多々あることから、その解釈は困難な作業であったと思わ

れるが、明治10年代の沖縄本島中南部と推定される時期と地域で、期間7年余、参加メンバー延べ90名近く、請取金額の総額42,000貫文¹⁸⁾の大規模な模合が存在していたことを明らかにしている。このことは、近世末近代初頭において、大規模模合を差配できるだけの信用力と財力を持った者が存在していたことを示唆するものであり、興味深い。

第三に、法学的アプローチとしては、以下を挙げることができる。

①安次富〔1970〕は、この論文は、模合において、模合金を落札したにもかかわらず、模合金が支払われなかったことによって提起された裁判事例の法的解釈をめぐる論文であり、一種の判例解釈を行っている。

②北島〔1972〕および同〔1973〕は、沖縄各地での模合の実態調査を踏まえた上で、模合の法的な性格を考察し、模合が根強い慣習に支えられていること、つまりハードローではなく、ソフトローによって規制されていることを示唆している。

③山城〔1992〕は、特約のない模合において、沖縄の慣習では座元責任がどのように規制されているかを論じており、興味深い。この論文では、模合メンバーによる掛金不払いによって、模合が破綻した裁判例を取り上げ、当該裁判では、特約がないことを以て模合の座元責任がないとの判決が下されているが、本論文では、広範なアンケート調査によって、慣習上、親睦模合において座元責任は問われないが、金銭融通の模合においては、座元に責任があると結論している。

第四に、金融面からのアプローチとしては、以下が挙げられる。

①小澤〔1991〕は、模合が沖縄の伝統に合致し

たものであるとの認識を示した上で、復帰後の政策金融機関が事業資金全額の貸付を行わず、一定の事業費については、自己調達した資金で賄わせることとしたため、当該事業者の中に、模合によって資金調達した事業者があったことを指摘している。また、同論文は、沖縄における政策金融に対して会計検査を実施する際には、模合の存在を念頭に置く必要があることを指摘している。

②中村〔2007〕は、世界各地でみられる回転型貯蓄信用講（Rotating Savings and Credit Associations）とマイクロファイナンスの原理を整理した上で、カナダのサスカチュワン州の事例を踏まえ、沖縄におけるマイクロファイナンスの可能性を検討している。特に、近代的なリスク管理システムを整備した上で、県の制度資金を、模合をベースとしたコミュニティ組織に預託する融資制度の導入を示唆している。

さらに、模合に特化したモノグラフとしては、以下が挙げられる。

①与那堅〔1975〕は、一種の実用書として、模合の利回りについて、一般向けに解説している。ただし、このような実用書は、他に類例が見られないことから、一般には、このような実用書は普及しておらず、模合の参加者は慣習的にその仕組みや損得を判断しているように見受けられる。

②知念〔1998〕は、50年以上にわたる著者の模合体験を通じて、模合の実態をまとめたものであり、模合の実態を知るうえで貴重な記録である。特に、模合の運用手続の実態や悪質模合の事例などは、興味深い。

なお、同様の記録としては、沖縄郷土の月刊誌『青い海』の1981年6月号が特集「ユレーグワ（模合）と沖縄人」という特集を組んで

おり、当時の事情を伝えており、参考になる。

他方、模合の実態調査としては、以下が挙げられる¹⁹⁾。

①那覇地方裁判所〔1942〕は、司法省調査部による世態調査の一環として、青森県や徳島県下の頼母子講などの調査とともに行われており、内容は首里無尽株式会社の専務取締役に対するインタビュー記録である。

②沖縄開発庁〔1974〕は、沖縄振興開発計画の一環として行われており、事業所528と農家200、総数728を対象としたアンケート調査である（調査結果については後述）。

③沖縄相互銀行〔1979〕は、模合の金利、利用の動機、トラブル対応、座元のリスク管理などを調査している。その際、沖縄県下の地域区分を行ったうえで、座元と加入者に調査票を記入してもらう方法によって、座元39票、加入者57票を回収し、集計している（調査結果については後述）。

④宮野・野口〔1982〕は、農林中金那覇支店による取引先役職員等を対象とした、アンケート調査（配布数300、回収197）および法人を対象としたアンケート調査（40社）の結果を報告している。後者については、ほとんどの企業で模合勘定を設けて経理処理するとともに、4社については、1ヶ月の掛金が500万円以上と高額であることを明らかにしている。

⑤沖縄県産業振興公社〔1993〕は、県内中小企業の模合に焦点を絞っており、本稿の目的に最も合致したものである。ただし、調査時期から25年以上が経過しており、現状を知る上では、満足なものではないが、本稿Ⅲでその内容を紹介する。

⑥琉球新報社〔2002〕、同〔2007〕、同〔2012〕、同〔2017〕は、模合についての項目を含んでお

り、前述のように県民の参加経験を知る上で参考になる。

以上のように、模合に関しては、様々な角度からのアプローチが行われていることは、模合が多面的な要素を有していることを示唆するものと考えられる。ただし、中小企業金融という観点から模合を研究した先行研究は、ほとんど見られない。その理由としては、以下の点が考えられる。①資金調達、企業の内部情報に属す事柄であり、非上場企業にとっては公開する動機がないこと、②模合の利用が明らかになると、金融機関からの融資を得られないリスクな企業という悪評が懸念されること、③現在の金融緩和状況の下、資金繰りは比較的易化しているため、利用が低下していると推測されること、などである。さらに、模合の調査全般について、個人のプライバシーにかかわる面が強い。そのため、研究目的といえども、それを第三者に明らかにすることがはばかれる面があり、先行研究でもケーススタディでは、氏名等を匿名にしている。したがって、中小企業の資金調達手段としての模合を調査・研究することは容易ではなく、それが調査・研究を難しくしているといえる。

注

- 1) 沖縄県以外での無尽講や頼母子講に関する直近のデータは入手できなかったが、東北、九州、あるいは山梨県などでは、今も一部でこれが利用されているようである。
- 2) 同書の記述では、以下と記録されている。「始めて模合の法を立てて以て貴家を助く。本国の農夫・工・商は、各々其の業を修め、多く資財を蓄ふ。早潦に遭ふと雖も、以てこれを防ぐに足る。士臣の家に至りては、地頭職並びに知行高を頂戴し、深く聖主の隆恩を蒙り、潜かに土業を修め、風雅礼法甚だ以て観るに足る。但、欠乏する所の者は資財のみ。是を以て国相・法司始めて模合の法を設く。地頭所並びに知行高より米若干を出し、倉廩に交納すること或いは二三十斛、或いは四五十斛、毎年輪流して以て一人に給し、各家を相助くれば、以て四五年間ならずして以て財聚り資用ふべし。故に始めて

此の法を立つ。」(鄭秉哲ほか [1971] 307頁)。

- 3) 津波 [2008] 502頁、参照。
- 4) 岡野 [2008] 502頁、参照。
- 5) 沖縄県以外での無尽講や頼母子講に関する直近のデータは入手できなかったが、東北、九州、あるいは山梨県などでは、今も一部でこれが利用されているようである。
- 6) 琉球新報社 [2017] 69頁、参照。この調査で、模合参加経験率をみると、20代28.9%、30代66.8%、40代65.9%、50代68.2%、60代68.4%、70代65.9%となっており、30代以降はほぼ同じ割合である。また、男性59.8%、女性61.7%と女性のほうがやや高いことも興味深い。なお、同調査の2001年版の模合参加率は56.5%、2006年版は60.0%、2011年版は53.5%となっている(それぞれ琉球新報社 [2002] 69頁、同 [2007] 69頁、同 [2012] 69頁、参照)。
- 7) 同書の記述では、以下と記録されている。「始めて模合の法を立てて以て貴家を助く。本国の農夫・工・商は、各々其の業を修め、多く資財を蓄ふ。早潦に遭ふと雖も、以てこれを防ぐに足る。士臣の家に至りては、地頭職並びに知行高を頂戴し、深く聖主の隆恩を蒙り、潜かに土業を修め、風雅礼法甚だ以て観るに足る。但、欠乏する所の者は資財のみ。是を以て国相・法司始めて模合の法を設く。地頭所並びに知行高より米若干を出し、倉廩に交納すること或いは二三十斛、或いは四五十斛、毎年輪流して以て一人に給し、各家を相助くれば、以て四五年間ならずして以て財聚り資用ふべし。故に始めて此の法を立つ。」(鄭秉哲ほか [1971] 307頁)。
- 8) 波平 [2017] は、「模合が近世初期から薩摩で行われていたこと、用語(模合)を含め、1700年代以降の琉球側の文献に多出していることを考え合わせると、近世琉球の模合は薩摩の制度をモデルにしたとみて無理はなさそうだ」と指摘している(25頁)。
- 9) この語源については、不明であるが、無尽についても「取退無尽(とりのきむじん)」という用語法が見られる。これは初回からくじ引きで資金の取り手を決め、その取り手は次回以降掛金を支払うことなく脱退する仕組みである。これは賭博と類似であり、江戸時代には、しばしば禁令が出されたようである。例えば、1741(寛保元)年西四月には、「取退無尽と号、三笠博奕同前之儀有之由相聞候ニ付、停止之旨前々相触候処、今以不相止、近頃ハ寺社建立講、又ハ品々之講と名付、取退無尽致候ニ付、右当人共相聞候分ハ召捕、此度御仕置申付候、向後右鉢之儀有之ハ、武家方寺社方町方在方共ニ遂吟味、当人ハ不及申、地主家主五人組名主一町内之者共迄、三笠博奕同前ニ各可申付候条、常々心掛致吟味、疑敷もの於有之ハ早々可訴出候 右之通可相触候」との記述がある(近世史料研究会編 [1996]、62頁)。
- 10) 田里修 [1983]、658頁。
- 11) 無尽業法の成立事情については、麻島昭一 [1972]、54頁、参照。
- 12) 西原文雄 [1983]、658頁。
- 13) 沖縄では、模合帳簿が文具店などで市販されている。現地では、2種類の模合帳簿を入手したが、表紙の相違はあるものの、大きな差はない。表紙がカラフルなのは、KANKO KOUGYOCOLTD.発行となっており、内

中小企業金融としての沖縄「模合」

容は、模合規約（1頁）、名簿一覧（16頁、64名分）、連帯借入金証書（10頁、20名分）、模合明細表（4頁）、アドレス（6頁、60名分）、沖縄の年中行事、メモという構成で、300円で販売されていた。もう一方は、発行元は記載されておらず、表紙もタイトルのみの白地で、内容は、模合規約（1頁）、名簿一覧（6頁、24名分）、連帯借入金証書（24頁、24名分）で構成されており、模合明細表、アドレス、沖縄の年中行事、メモは含まれておらず、200円で販売されていた。両者を比較すると、模合規約および連帯借入金証書の文言は全く同じであり、名簿一覧の体裁もほぼ同一であることがわかる。なお、この名簿一覧は、縦列に回毎に分けて記入し、それぞれ模合の月日、参加者名、資金取得と支払いの区別、資金調達者の氏名を記入するようになっている。他方、専用の模合帳簿ではないが、沖縄市所在の沖縄手帳社が毎年刊行している、『沖縄手帳』にも模合帳の頁が2頁にわたって組み込まれている。ここには、縦列に氏名欄（12名分）、横列に会合の月日（12回分）、各欄に金額を記入し、「取」と「払」の区別をチェックする仕様になっている。これは、12名、12回の模合が想定されている。また、連帯借入金証書は含まれておらず、親睦目的の模合を想定していると思われる。

- 14) 波平〔2008〕によると、「入札がはずれて緊急に金が欲しい人は、“作り目”と称して落札者と同額の現金を高利貸しかが立て替え、この人の権利を譲り受ける（高利貸しはこの権利を模合の終盤に行使する）」（148頁）とい

う。

- 15) 模合の不正行為には、様々な手口があるようである。例えば、模合の座元の中には、資金繰りの苦しいメンバーが高額で落札するように仕向けるような事例もあるといわれる。その手口としては、メンバー間の談合、入札者の数を上回る枚数の札を用意するなど様々であるといわれる。
- 16) 波平〔2018〕は、宮古での日模合を紹介し、当地では「ゴロゴロ模合」と呼んでいると指摘している。また、同論文では、最近の日模合の例として、宮古島における事例を詳しく、具体的に紹介しており、きわめて興味深い。
- 17) 与那堅亀〔1975〕10頁、参照。
- 18) 当時、1円＝100銭＝50貫文であるから、42,000貫文は840円に相当した。また、やや時期は後になるが、沖縄県立図書館所蔵の「本部町伊豆味饒平名家文書」（二十七）には、1906（明治39）年の模合証文が残されており、模合のメンバーが400円を取得したことが記されている。
- 19) 高超陽〔1996〕35頁によると、日本銀行那覇支店による、「貯蓄に関する世論調査」（1981年）があり、同論文では、その調査結果が示されているが、この調査は事業会社に限定したものではないようであるので、ここでは割愛する。また、琉球銀行調査部による調査資料があるとの情報も得たが、入手できなかった。

（桃山学院大学経営学部教授・
当研究所客員研究員）